

1 目的

- 災害対応、人口減少・高齢化の進展、DXの進展などに対応できる消防力の維持・強化を目指して、消防の連携・協力を含めた自主的な消防の広域化を推進するため、埼玉県消防広域化推進計画を改定する。

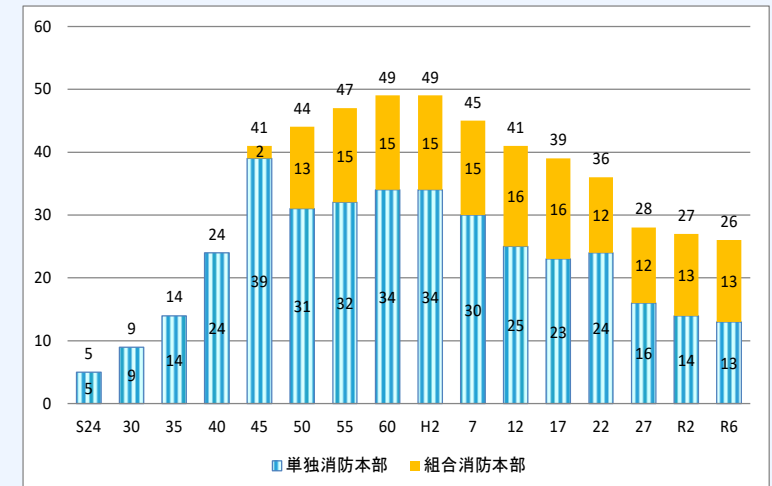
2 主な改正点

- 連携・協力を積極的に推進
 全国では平成31年以降、広域化した7地域のうち5地域が、消防指令台の共同運用などの連携・協力を契機に広域化が実現
- 連携・協力の実施状況を考慮した広域化対象市町村の組合せの見直し
 連携・協力を実現している地域やメディカルコントロール協議会の区域を踏まえた対象市町村区域の見直し
- 新たな計画期限の設定
 国の基本指針を準用し、推進計画の期限を定める

3 消防広域化推進計画の概要

第1章 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

- ・ 消防の広域化の必要性及び効果
- ・ 国の動向 国は基本指針を改正、推進期限は令和11年4月1日まで
- ・ 県の取組 消防組織法の改正及び国の基本指針を受け推進計画を策定、連携・協力についても広域化と合わせ推進する
- ・ 消防本部数の推移 全国の広域化の状況は令和6年4月1日現在
 720消防本部、埼玉県は26消防本部



第2章 埼玉県内の消防広域化等の状況

(1) 連携・協力（指令業務の共同運用）

- ・ 消防の広域化に繋がる指令業務の共同運用の取組を推進
- ・ 新たな協議会の設置（5消防本部で構成）
- ・ 新たな区域での指令業務の共同運用の開始（4消防本部で構成）

前計画策定時	現在
上尾市、伊奈町	広域化が実現
坂戸・鶴ヶ島、西入間	共同指令の拡大 埼玉西部、比企広域を含め共同運用開始
熊谷市、行田市	継続
	越谷、三郷、吉川松伏、春日部、草加八潮 (共同運用に向け準備中)



(2) 消防の広域化

- ・ 36消防本部 → 26消防本部
前推進計画期間では連携・協力から広域化が実現（上尾市と伊奈町）
- ・ 管轄人口10万人未満の小規模消防本部 12消防本部⇒6消防本部（伊奈町消防本部解消、秩父消防本部増加）
- ・ 広域化した消防本部が得られた効果
初動体制の強化（住民サービスの向上）、職員の再配置（人員配備の充実）、高額な設備の集約化等（消防体制基盤の強化）

第3章 市町村の消防の現況及び将来の見通し

- ・ 急激な人口減少と高齢者人口の増加（生産年齢人口の減少） ⇒ 財源確保が困難
- ・ 高齢化の進展による救急出動の増加（火災出動は減少）
- ・ 県内でも豪雨等により被害を受けており、気候変動とその影響により災害が激甚化、頻発化
- ・ 今後30年以内で、首都直下地震が70%程度、南海トラフ地震が60～70%程度の発生予測

第4章 消防の連携・協力の推進

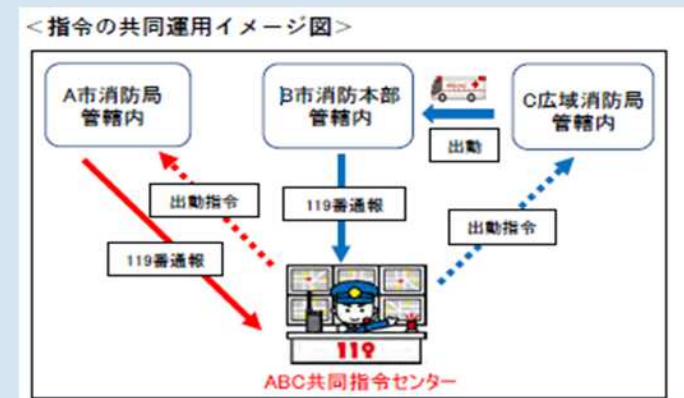
- ・ 消防の連携・協力は広域化を実現していくための下地となり、その後の広域化の実現につながるものと考えられ、積極的に推進
（全国では、平成31年以降、広域化した7地域のうち5地域が、消防指令台の共同運用等の連携・協力を契機に広域化が実現）
- ・ 消防の連携・協力による効果等
災害対応能力の向上
施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
人員の効率的な配置、現場要員の増強
消防本部間の人材交流による職員的能力・職務意欲の向上 など
- ・ 7つの具体例を示し、市町村の自主的な消防の連携・協力を推進する
 - ① 指令の共同運用
 - ② 消防用車両、資機材の共同整備
 - ③ 予防業務における消防の連携・協力
 - ④ 特殊な救助等専門部隊の共同設置
 - ⑤ 専門的な人材育成の推進
 - ⑥ 訓練の定期的な共同実施
 - ⑦ 現場活動要領の統一
- ・ 小規模消防本部への推進の後押し

〈指令業務の共同運用の積極的推進〉

特に指令業務の共同運用は、広域化につなげる効果が大きく積極的に推進する。

【県の取組】

- ・ 機運醸成に向けた自主的な市町村の検討段階での支援
- ・ 国・県の財政支援情報の提供
- ・ 指令システムの基礎情報の収集、情報提供
- ・ 協議会等への参画による人的支援



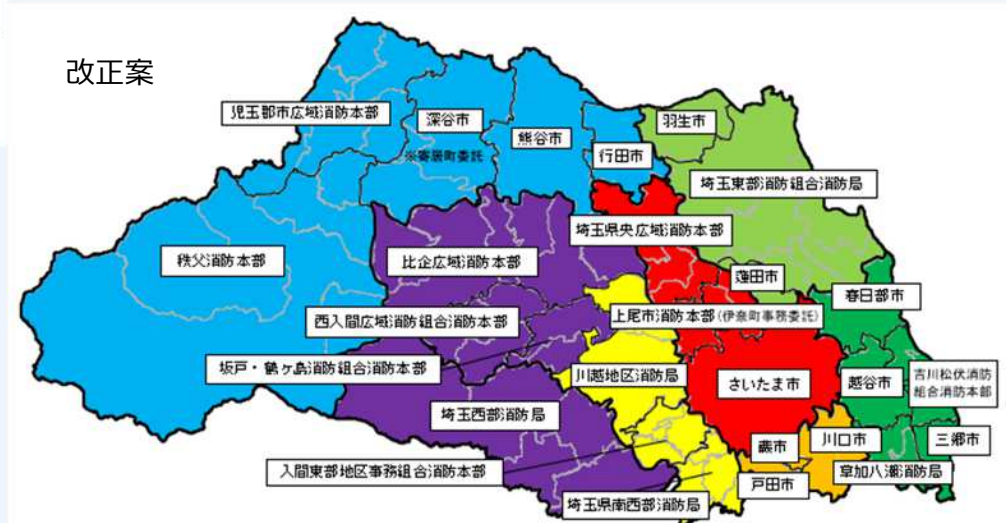
第5章 消防広域化の推進

- ・ 県内における消防の広域化の状況を踏まえ、消防指令の共同運用などの連携・協力から更に消防力を強化する「広域化」を促進する
- ・ 当初策定した7ブロック数は維持
- ・ 市町村の組合せは前推進計画を踏襲。ただし、第3ブロックと第4ブロックの一部は指令の共同運用の開始及びメディカルコントロール協議会の区域を踏まえ見直し
- ・ ブロックを超えた形での消防の広域化の進行や地域の核となる中心消防本部設定など、自主的な消防の広域化の検討段階での積極的な支援を実施

現行計画



改正案



第6章 自主的な市町村消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

- ・ 広域化に向けた県の取組
市町村向け説明会の開催、消防広域化重点地域の指定、法定協議会等への職員の派遣・参画
広域化の進捗に合わせ対象市町村の変更をするなど、必要な支援が受けられるよう柔軟に対応
※消防の連携・協力についても同様に対応する
- ・ 国が行う財政措置を明記する

第7章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

- ・ 広域化後の効果を十分に発揮できるよう消防本部に対する情報共有等積極的な支援
- ・ 広域化後の消防の適切な整備のため、市町村が定める広域消防運営計画策定段階で支援

第8章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- ・ 消防団との連携の確保
広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保
- ・ 防災・国民保護担当部局との連携の確保
広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保

4 消防広域化推進計画の推進期限

市町村の消防の広域化に関する基本指針の推進期限を準用（令和11年4月1日）

5 今後のスケジュール

令和6年12月 県民コメント実施、市町村、消防本部に意見照会
令和7年 3月 第3回消防広域化推進委員会
埼玉県消防広域化推進計画 改定